プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	公開草案を再度公表する必要性の有無等に関する検討

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2025 年 10 月 29 日に、企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」（以下「金融商品会計基準案」という。）等（以下「本公開草案」という。）を公表した。

2. 本公開草案に対するコメントは 2026 年 2 月 6 日に締め切られ、30 通のコメント・レター（団体等 20 通、個人 10 通）が寄せられた。当委員会では、これまで本公開草案に寄せられたコメントを分析し対応案の検討を行ってきた。

3. 本資料は、デュー・プロセスの観点から、公開草案を再度公表する必要性の有無について検討することを目的としている。

公開草案を再度公表することの必要性

4. 公益財団法人財務会計基準機構「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）第 20 条第 5 項では、以下のとおり記載されている（文中の「委員会」とは、「企業会計基準委員会」を指す。）。

   「企業会計基準等及び修正国際基準を公表する前に、公開草案を再度公表する必要性がないか否かを、委員会において検討する。」

   そのため、本公開草案の公表以後に修正した項目について、公開草案を再度公表する必要性の有無を検討する必要がある。

5. 本公開草案の開発にあたっては、ステップ 2 において「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を目指す」ことを目的として金融機関の貸付金に適用される会計基準の開発を行った。

6. また、信用リスクに関する開示に関して、開示目的を定めるアプローチを採用した上で、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）で要求される開示に関する定めを原則としてすべて取り入れて国際的な会計基準と整合的なものとすることと

した。

7. ステップ4においては、「IFRS第9号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準を目指す」ことを目的として、「簡素化された予想信用損失の算定方法」を定めることとした。また、実効金利法による償却原価について、実務負担軽減のために選択可能な算定方法を定めることとした。

8. この点、本公開草案に寄せられたコメントを踏まえ、企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会において審議を行った結果、開発にあたっての基本的な方針については変更していない。

9. 一方、本公開草案に寄せられたコメントを踏まえ、主要ではない部分について一部追加や明確化等を行うように、主に以下の点について変更を行っている。

(1) 取扱いの変更

① 要判定格付に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等[1]について、個別の債権等の単位で債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができることとした。(予想信用損失適用指針[2]第58項(2))

② 信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額の開示について、公開草案においては債権等について予想信用損失引当金を控除することとしていたが、債権及び満期保有目的の債券についてのみ予想信用損失引当金を控除することに変更した。(予想信用損失適用指針第89項)

(2) 会計処理の選択肢の追加

① 満期保有目的の債券の会計処理に金利差額調整法における利息法を追加した。(金融商品実務指針[3]第70項)

② 満期保有目的の債券について、償却原価法として実効金利法を採用しているときの売却原価の算定は先入先出法によるとする記載を削除した。(金融商品実務指針第71項)

---

[1] 債権、満期保有目的の債券、金融保証契約及び貸出コミットメント等を合わせて「債権等」という。

[2] 審議事項(1)-4「企業会計基準適用指針第●号『金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針』の文案」を指す。

[3] 審議事項(1)-6-1 「改正移管指針第9号『金融商品会計に関する実務指針』(設例以外)の文案」を指す。

(3) 取扱いの明確化（主な変更 39 件。別紙参照。）

10. 前項に記載の本公開草案の提案からの変更の多くは、取扱いの明確化に係るものである。取扱いの変更や会計処理等の選択肢の追加に関する検討は以下のとおりであり、本公開草案の提案からの変更の全体を見ても本公開草案の提案の骨子を変えるものではないと考えられる。

(1) 前項(1)①の取扱いの変更について

簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大（SICR）の判定について、原則的な方法による SICR の判定の結果とより整合させることを可能とする変更である。本公開草案に寄せられたコメントでは、簡素化された予想信用損失の算定方法における SICR の判定について、原則的な SICR の判定方法による結果と整合するように反証可能とすることに対して否定的な意見は寄せられなかった。このため、仮に再公開草案を公表したとしても、本公開草案にコメントを提出しなかった関係者及び本公開草案に寄せられたコメントと同様の意見を持つ関係者の双方から異論は聞かれないと考えられる。したがって、当該変更に伴い公開草案を再度公表する必要性はないと考えられる。

(2) 前項(1)②の取扱いの変更について

公開草案に寄せられたコメントに対応して、IFRS 第 7 号と整合するように定めを見直したものである。信用リスクに関する開示については、IFRS 第 7 号で要求される開示に関する定めを原則としてすべて取り入れて国際的な会計基準と整合的なものとするように開発を行っており、本会計基準の開発方針と整合した変更であると考えられる。このため、仮に再公開草案を公表したとしても、本公開草案にコメントを提出しなかった関係者及び本公開草案に寄せられたコメントと同様の意見を持つ関係者の双方から異論は聞かれないと考えられる。したがって、当該変更に伴い公開草案を再度公表する必要性はないと考えられる。

(3) 前項(2)①の会計処理等の選択肢の追加について

公開草案に寄せられたコメントに対応して、従来の取扱いの選択を認めるものであり、選択肢の追加により実務上の影響が生じないと考えられるため、仮に再公開草案を公表したとしても、本公開草案にコメントを提出しなかった関係者及び本公開草案に寄せられたコメントと同様の意見を持つ関係者の双方から異論は聞かれないと考えられる。したがって、当該選択肢の追加に伴い公開草案を再度公表する必要性はないと考えられる。

(4) 前項(2)②の会計処理等の選択肢の追加について

公開草案に寄せられたコメントに対応して、IFRS 会計基準と整合的になるよう、先入先出法に限定しないように削除したものである。他の評価方法を認めるように選択肢を追加するものであるため、仮に再公開草案を公表したとしても、本公開草案にコメントを提出しなかった関係者及び本公開草案に寄せられたコメントと同様の意見を持つ関係者の双方から異論は聞かれないと考えられる。したがって、当該変更に伴い公開草案を再度公表する必要性はないと考えられる。

(5) 前項(3)の取扱いの明確化について

別紙に記載している取扱いの明確化を図る修正については、公開草案に寄せられたコメントを踏まえて適用を容易にする観点から明確化を行ったものである。これらの明確化は本公開草案の提案、現行の会計基準の定め又は IFRS 第 9 号の定めに沿って明確化を行ったものであるため、基本的には本公開草案の提案の内容を変更するものではないと考えられる。

11. 本資料第 9 項(2)の選択肢の追加は、会計基準の適用を容易にする点で財務諸表作成者にメリットがある一方、財務諸表の比較可能性が損なわれる可能性がある点で財務諸表利用者にデメリットが生じ得ると考えられる。

この点、本資料第 9 項(2)で追加している会計処理等は、本公開草案の骨子に関わるものではなく、かつ、国際的な会計基準又は現行の金融商品実務指針において認められている取扱いを取り入れるものであることから、財務諸表の比較可能性を大きく損なわせるとまでは言えないと考えられる。

12. 本資料第 5 項から前項までの検討の結果、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。

ディスカッション･ポイント
上記の対応についてご意見を伺いたい。

以　上

別紙　公開草案の提案から変更を行った主な項目

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更
(1) 取扱いの変更		
① 要判定格付の債権についての反証方法の追加(予想信用損失適用指針第 58 項(2))	要判定格付に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、債務者単位で債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができるとしていた。	個別の債権等の単位でも、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができることとした。
② 信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額についての修正(予想信用損失適用指針第 89 項)	信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額は、一般的に、次の金額から金融商品実務指針第 140 項に従って相殺した金額及び予想信用損失引当金を控除した後の額としていた。 (1)　債権の償却原価 (2)　金融保証契約については保証が請求された場合に企業が支払わなければならない最大金額 (3)　貸出コミットメント等についてはコミットメント全額	IFRS 第 7 号と整合するように、予想信用損失引当金の控除に関する記載は債権及び満期保有目的の債券についてのみに適用されることとなるように修正した。
(2) 会計処理の選択肢の追加		
① 満期保有目的の債券の会計処理の追加（金融商品実務指針第 70 項）	満期保有目的の債券に対する償却原価法の適用にあたっては、原則として実効金利法によることとし、継続適用を条件として、簡便法として、金利差額調整法における定額法によることができるとし	簡便法として、金利差額調整法における定額法だけではなく、金利差額調整法における利息法を認めることとした。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更
	ていた。	
② 満期保有目的の債券の売却原価に関する定めの削除（金融商品実務指針第71項）	現行の金融商品実務指針を踏襲し、満期保有目的の債券について、償却原価法として実効金利法を採用しているときの売却原価の算定は先入先出法によるとしていた。	満期保有目的の債券の売却原価の算定方法についての記載は削除することとした。
(3) 取扱いの明確化		
① デリバティブに該当するものが金融保証契約から除かれる趣旨の明確化(金融商品会計基準[4]90-2項)	金融保証契約からデリバティブに該当するものが除かれることについて、「クレジット・デフォルト・スワップのようなデリバティブについては、金融保証契約に該当しない旨を明確にした。」と記載していた。	本公開草案での提案について、「デリバティブと金融保証契約の両方に該当する可能性があるクレジット・デフォルト・スワップ等の一部のデリバティブについては、金融保証契約に該当しない旨を明確にし、デリバティブとして会計処理することとした。」という表現に変更した。
② 金融保証契約及び貸出コミットメント等の表示の考え方の明確化（金融商品会計基準第90-4項及び第90-5項）	金融保証契約及び貸出コミットメント等の表示については、本会計基準等における考え方は明らかではなかった。	金融保証契約及び貸出コミットメント等について、引当金として取り扱うか否か、及びどのような勘定科目をもって表示することが考えられるかを金融商品会計基準の結論の背景に記載することとした。
③ 今後12か月にわたるデフォルト発生リスクの変動	予想信用損失適用指針案第 15 項(1)～(3)における SICR の判定に今後 12 か月にわたるデフォルト発生	予想信用損失適用指針案第 15 項(1)～(3)については、満期までの残存期間が 12 か月超である金融商

[4] 審議事項(1)-3 「改正企業会計基準第 10 号『金融商品に関する会計基準』の文案」を指す。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更
をSICRの判定に用いることができない場合の明確化（予想信用損失適用指針第 15 項）	リスクの変動を用いることができない場合が例示であるか否かが明らかではなかった。	品について信用リスクが増大したかどうかを判定するために、今後 12 か月にわたるデフォルト発生リスクの変動が適切な基礎ではない場合を例示したものであることを明らかにした。
④ 貸出コミットメント等の実行後に認識される債権の発生の認識の時点の明確化（予想信用損失適用指針第 22 項）	貸出コミットメント等の実行後に認識される債権について、債権の発生の認識の時点をいつとしてSICR の判定を行うのかが明らかではなかった。	貸出コミットメント等の実行後に認識される債権については、企業が取消不能のコミットメントの当事者となった日を債権等の発生の認識の日として、予想信用損失を算定することを明らかにした。
⑤ 収益認識会計基準[5]の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に係る予想信用損失の算定に貸倒実績を用いる際に適切な調整を行うことの明確化（予想信用損失適用指針第 38 項）	収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に係る 12 か月又は全期間の予想信用損失を算定する際に用いる貸倒実績について、観察可能なデータに基づいて調整を行うことが求められるのか明らかではなかった。	収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に係る 12 か月又は全期間の予想信用損失を算定する際に用いる貸倒実績について、予想信用損失適用指針第 49 項から第 51 項に従って適切に調整したものを用いることを明らかにした。
⑥ 予想信用損失の算定における貨幣の時間価値の考	予想信用損失の算定においては期末までの期間で割り引くこととし、取得価額から予想信用損失に基	取得価額から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額をもって貸借対照表価

[5] 審議事項(1)-9 「改正企業会計基準第 29 号『収益認識に関する会計基準』の文案」を指す。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更
慮についての明確化（予想信用損失適用指針第 47 項）	づいて算定された貸倒引当金を控除した金額をもって貸借対照表価額とする債権について例外的な定めは設けていなかった。	額とする債権については、割り引かないことを明確にした。
⑦ 約定金利を用いて償却原価の算定を行う場合の予想信用損失の算定に関する定めの位置づけの明確化（予想信用損失適用指針第 48 項）	約定金利（又は約定金利相当の率）を用いて償却原価の算定を行う場合には、予想信用損失の算定において実効金利の代わりに、約定金利を用いて割引を行うことを簡素化された予想信用損失の算定方法として記載していた。	予想信用損失の算定においては、債権等の償却原価の算定に用いる利率（実効金利、約定金利）又はこれらの近似値を用いることを原則的な定めとして記載し、簡素化された予想信用損失の算定方法からは貨幣の時間価値に関する定めを削除した。
⑧ リースにより生じた債権の割引率の修正（予想信用損失適用指針第 48 項(2)）	予想信用損失の算定において、リースにより生じた債権については、貸手の計算利子率を用いて割引を行うこととしていた。	オペレーティング・リースに係る債権を考慮し、リースにより生じた債権については、企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」に従った会計処理に使用する割引率と同じ率を用いて割り引くこととした。
⑨ 最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮する場合において、信用損失が発生する可能性を反映する必要があることの明確化（予想信用損失適用指針第 64	簡素化された予想信用損失の算定方法として、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮する場合に、信用損失が発生しないシナリオを採ることができるか明らかではなかった。	最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮する場合においても、将来予測シナリオの考慮にあたっては、信用損失が発生する可能性が非常に低い場合であっても、信用損失が発生する可能性を反映する必要があることを明らかにした。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更
項)		
⑩ 直接減額の定めの適用範囲の明確化（予想信用損失適用指針第66項及び第67項）	直接減額の定めの適用範囲を「債権等」（債権、満期保有目的の債券、金融保証契約、貸出コミットメント等）としていた。	貸借対照表価額に関する定めと整合的になるように、直接減額の定めの適用範囲を「債権及び満期保有目的の債券」とした。
⑪ 信用リスク・エクスポージャーの開示において注記する金額の明確化（予想信用損失適用指針第81項）	信用リスク・エクスポージャーの開示については、債権等の取得価額又は償却原価、及び信用リスクに対するエクスポージャーを注記することとしており、開示すべき金額を金融商品の種類別には示していなかった。	信用リスク・エクスポージャーの開示については、個別の債権及び満期保有目的の債券については取得価額又は償却原価、並びに金融保証契約及び貸出コミットメント等については信用リスクに対するエクスポージャーを注記することを明らかにした。
⑫ 保証として保有する担保及び他の信用補完に関する説明の記載の位置づけの明確化（予想信用損失適用指針第87項(2)）	保証として保有する担保及び他の信用補完に関する説明には、例えば次のものが含まれるとしていた。 (1)　保有する担保の内容及び質の説明 (2)　担保に関する価値の下落による当該担保若しくは信用補完の質の著しい変化又は当期中の担保に関する方針の変動の説明 (3)　担保により予想信用損失を算定しなかった債権等に関する情報	保証として保有する担保及び他の信用補完に関する説明には、次のものが含まれるとし、「例えば」を削除した。 (1)　保有する担保の内容及び質の説明 (2)　担保に関する価値の下落による当該担保若しくは信用補完の質の著しい変化又は当期中の担保に関する方針の変動の説明 (3)　担保により予想信用損失を算定しなかった債権等に関する情報
⑬ 信用リスクに対する最大エクスポージャーの開示	信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額は、一般的に、次の金額から金融商品	開示の範囲を明確化するため、左記の(1)の「債権」について「債権及び満期保有目的の債券」とし、(3)

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更
の範囲の明確化（予想信用損失適用指針第 89 項）	実務指針第 140 項に従って相殺した金額及び予想信用損失引当金を控除した後の額としていた。 (1)　債権の償却原価 (2)　金融保証契約については保証が請求された場合に企業が支払わなければならない最大金額 (3)　貸出コミットメント等についてはコミットメント全額	の「貸出コミットメント等」は「契約期間にわたり取消不能な貸出コミットメント等」に修正した。
⑭ 取消不能でない金融保証契約及び貸出コミットメント等については、本適用指針の対象に含まれないことの明確化（予想信用損失適用指針 BC28 項）	取消不能でない金融保証契約及び貸出コミットメント等については、予想信用損失適用指針の範囲に含まれないことは明示的に示されていなかった。	予想信用損失の算定対象とならない取消不能でない金融保証契約及び貸出コミットメント等については、本適用指針の対象に含まれないと考えられることを明らかにした。
⑮ 金利差額調整法における定額法等を用いている場合に予想信用損失の算定に用いる割引率の明確化（予想信用損失適用指針 BC85 項）	金利差額調整法における定額法を用いている場合、並びに購入又は組成した信用減損債権について、期待キャッシュ・フローと取得価額との差額を弁済期までの期間で除して各期に配分し、取得価額に加減する方法を用いている場合に、予想信用損失の算定において用いる割引率が明らかではなかった。	左記の場合における予想信用損失の算定に用いる割引率の考え方について予想信用損失適用指針の結論の背景に記載した。
⑯ 簡素化された予想信用損失の算定方法の適用単位	簡素化された予想信用損失の算定方法の適用単位（すなわち、連結グループ内及び同一企業内におい	連結グループ内であっても規模やビジネスモデルの違いから信用リスクの管理手法が異なる場合に

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更
の明確化（予想信用損失適用指針 BC93 項）	て統一が必要かどうか）については明らかではなかった。	は、会計方針を統一する必要はなく、それぞれの環境を踏まえて選択を行うことが適切であると考えられること、同一企業であっても商品の特性等の違いから信用リスクの管理手法が異なる場合には、会計方針を統一する必要はなく、それぞれの環境を踏まえて選択を行うことが適切であると考えられることを予想信用損失適用指針の結論の背景に記載した。
⑰ 簡素化された予想信用損失の算定方法について一般事業会社の適用可否の明確化（予想信用損失適用指針 BC94 項）	一般事業会社が簡素化された予想信用損失の算定方法を適用できるかについては明らかではなかった。	一般事業会社においても、金融検査マニュアルを踏まえた債務者区分を基礎とする信用リスク管理実務又は同等の信用リスク管理実務が行われている場合、簡素化された予想信用損失の算定方法のうち、(1)信用リスクの著しい増大に関する判定及び(2)債権等の予想存続期間を使用することは可能であると考えられることを予想信用損失適用指針の結論の背景に記載した。
⑱ 簡素化された予想信用損失の算定方法から原則的な方法に移行する際の取扱いの明確化（予想信用損失適用指針 BC95 項）	簡素化された予想信用損失の算定方法から原則的な方法に移行する際の取扱いについては、明示的に示されていなかった。	遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合の取扱いに従い、予想信用損失の算定方法に関する会計方針の変更を行った年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の当該年度の累積的影響額を当該年度の期首の利益剰余金及びその

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更
		他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することが考えられること、会計方針の変更を行った年度においては、当該年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しないと考えられることを予想信用損失適用指針の結論の背景に記載した。
⑲ 中間格付及び要判定格付に該当する内部信用格付が存在しないと判断する場合の例示（予想信用損失適用指針 BC105 項）	正常先の区分について、優良格付に該当する内部信用格付のみが存在し中間格付及び要判定格付に該当する内部信用格付が存在しないと判断する場合があることを示しているものの、どのような場合が該当するかについては明らかにしていなかった。	左記の例示として、信用リスクの著しい増大の判定に用いる閾値を金融機関が定めており、正常先最下位の内部信用格付に係るデフォルト発生リスクが当該閾値を下回る場合が含まれると考えられることを予想信用損失適用指針の結論の背景に記載した。
⑳ 予想存続期間の見積りに関する簡素化された予想信用損失の算定方法が信用減損金融資産に適用可能かの明確化（予想信用損失適用指針 BC116 項）	簡素化された予想信用損失の算定方法のうち、リスク特性が類似する債権等のグループごとに平均残存期間を予想存続期間の見積もりに用いるという定めが信用減損金融資産に適用できるかについては明らかではなかった。	信用減損債権については、平均残存期間を用いた予想信用損失の算定を適用することはできないと考えられることを予想信用損失適用指針の結論の背景に記載した。
21 簡素化された予想信用損失の算定方法におけるオ	最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮して予想信用損失を算定した結果、企業が	簡素化された予想信用損失の算定方法を適用した場合のオーバーレイ調整の位置づけを明確化する

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更
ーバーレイ調整の位置づけの明確化（予想信用損失適用指針 BC119 項）	明らかに調整が必要と判断する場合には、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオによる予想信用損失にオーバーレイ調整により可能性が高くないシナリオの影響を反映させることが考えられることとしていた。	ため、「原則的な予想信用損失の算定方法と同様に、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオによる予想信用損失にオーバーレイ調整を行うことが考えられる」という記載に変更した。
22 適用初年度の期首における簡素化された予想信用損失の算定方法の適用方法の明確化（予想信用損失適用指針 BC149 項）	債務者単位で債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証できる場合に関する適用初年度の期首における適用に関し、予想信用損失適用指針第 58 項(2)における「前期末」がいつを指すか明らかではなかった。	左記に関し、「前期末」については適用初年度の期首の一年前に当該定めを適用していたと想定して、会計処理を行うことが考えられることを予想信用損失適用指針の結論の背景に記載した。
23 実効金利法に関する定義の明確化（金融商品実務指針第 57-2 項）	実効金利法、金利差額調整法を次のとおり定義していた。 (1) 実効金利法とは、金融資産の予想存続期間を通じての将来の期待キャッシュ・フローを実効金利により割り引く方法をいう。 (2) 金利差額調整法とは、金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、金融資産については取得差額、金融負債については収入差額を償還期又は弁済期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。	実効金利法、金利差額調整法の定義を次のように見直した。 (1) 実効金利法とは、金融商品の受取利息又は支払利息について、実効金利を用いて複利をもって各期に配分する方法をいう。ここで、実効金利とは、金融商品の予想存続期間を通じての期待キャッシュ・フローについて、金融商品の償却原価まで割り引く率をいう。 (2) 金利差額調整法とは、金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、金利調整差額を償還期又は弁済期に至るま

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更
		で毎期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。なお、この場合、当該加減額を受取利息又は支払利息に含めて処理する。
24 収益認識会計基準に準じて会計処理することができる手数料の要件の明確化（金融商品実務指針第57-10項）	次の2つの要件を満たす手数料については、実効金利の計算に含めず、収益認識会計基準に準じて会計処理することができるとしていた。 (1) 特定の役務に対応する手数料であることが明確である。 (2) 設定された手数料が対応する役務との関係で合理的である。	左記の(2)の要件について、「対応する役務に照らして、設定された手数料の水準は不合理ではない。」とし、要件を明確にした。
25 購入又は組成した信用減損債権に償却原価法を適用する際の定額法に関する記載の明確化（金融商品実務指針第105-4項）	購入又は組成した信用減損債権に償却原価法を適用する際、契約上、元利の支払が弁済期限に一括して行われる場合又は規則的に行われることとなっている場合には、金利差額調整法における定額法によることができるとしていた。	購入又は組成した信用減損債権について、定額法の取扱いを明確にするため、「金利差額調整法における定額法」から「期待キャッシュ・フローと取得価額との差額を弁済期までの期間で除して各期に配分し、取得価額に加減する方法」に表現を変更した。
26 劣後債権の予想信用損失の算定に関する記載の削除（金融商品実務指針第118項）	現行の金融商品実務指針を踏襲し、劣後債権については、期末時に、残存部分について見積られた期待キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った場合には、当該下回った額をもって劣後債権に対する予想信用損失とすることとしていた。	予想信用損失に関する定めは予想信用損失適用指針において取り扱われるものとして、金融商品実務指針案第118項から予想信用損失の算定に関する記載を削除した。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更
27 信用減損金融資産の受取利息に関する定めの明確化（金融商品実務指針第119項）	信用減損金融資産の受取利息に関する定め（金融商品実務指針第119項）が他の定めとどのように関連するか明示的に示されていなかった。	次の点について追加で記載することとした。 (1) 金融商品実務指針第105-4項に定める期待キャッシュ・フローと取得価額との差額を弁済期までの期間で除して各期に配分し、取得価額に加減する方法を適用する場合には信用減損金融資産の受取利息に関する定め（金融商品実務指針第119項）は適用しない。 (2) 購入又は組成した信用減損債権ではないが、その後に信用減損金融資産となった金融資産について、金融商品実務指針第105-2項を適用している場合には金融資産の帳簿価額に約定金利（又は約定金利相当の率）を適用して受取利息を算定する。
28 クレジット・デリバティブの一種と考えられる金融保証契約についての記載の削除（金融商品実務指針第226項）	金融商品実務指針第226項は改正の対象としておらず、公開草案においては現行の金融商品実務指針の以下の記載を引き継いでいた。 「また、特定の利子率、有価証券の価格、現物商品の価格、信用格付け、外国為替相場、価格・金利の指数等の変動に対応して支払が生じる金融保証契約は、クレジット・デリバティブの一種と考えられる。」	金融商品会計基準案において新たに定義することを提案している「金融保証契約」の定義と金融商品実務指針第226項のまた書き以降の記載は整合しないこと、及びクレジット・デリバティブにどのようなものがあるかの説明は金融商品実務指針第226項(1)から(3)において記載されている内容で足りると考えられることから、左記の記載を削除した。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更
29 収益認識会計基準における開示や未収計上額に対する予想信用損失の算定上の取扱いについての考え方の記載（金融商品実務指針第 261-7 項）	収益認識会計基準に準じて会計処理する手数料について、収益認識会計基準における開示や未収計上額に対する予想信用損失の算定上の取扱いについては明らかではなかった。	収益認識会計基準に準じて会計処理する手数料について、収益認識会計基準に準じた注記を行うこととなると考えられること、未収計上額については、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に準じるものとして予想信用損失を算定することが考えられることを金融商品実務指針の結論の背景に記載した。
30 満期保有目的の債券の要件についての記載の追加（金融商品実務指針第 273 項）	現行の満期保有目的の債券の会計処理の結論の背景を記していた金融商品実務指針第 274 項を削除した。削除した金融商品実務指針第 274 項には以下の文言が含まれていた。 「なお、満期保有目的の債券は、当該保有目的区分へ分類するための要件から、信用リスクの高くない債券が対象となるため、一般に、取得差額は金利調整差額のみから構成されるものとみなすことができる。」	満期保有目的の債券は、当該保有目的区分へ分類するための要件から、信用リスクの高くない債券が対象となるという点は、本会計基準においても同様であることを明確にするため、この点を金融商品実務指針第 273 項に加えることとした。
31 収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等のうち重要な金融要素を含むものに対する金融商品	収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等のうち重要な金融要素を含むものについて、実効金利の代わりに約定金利を用いることができるとする金融商品実務指針第 105-2 項をどのように適用するかが明らかではなかった。	重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないものについては、約束した対価の額に含まれる金利相当分の影響を収益認識会計基準第 57 項に従って調整する際に用いられる割引率を約定金利相当の率として取り扱うことができ

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更
実務指針第 105-2 項の適用の明確化（金融商品実務指針第 293-3 項）		ると考えられることを金融商品実務指針の結論の背景に記載した。
32 実効金利の不可分な一部である手数料について、収益認識会計基準に準じて収益を認識する場合の考え方の明確化（金融商品実務指針第 293-3 項）	金融商品実務指針第 105-2 項を適用し、収益認識会計基準に準じて、手数料の性質に基づき履行義務の充足パターンに沿って収益を認識する場合について、「例えば、契約締結に係る諸業務に対応する手数料は一時点で収益を認識する場合がある一方、一定期間にわたり提供される役務に対応する手数料又は貸付金の金利水準を調整する手数料については、契約期間等にわたり収益を認識する場合があると考えられる。」（金融商品実務指針第 293-3 項）としていた。この点、収益認識会計基準に準じた会計処理の考え方が必ずしも明確ではなかった。	左記の場合においては、貸付金から会計単位を切り離した上で、手数料に対応する独立した履行義務を識別することを金融商品実務指針の結論の背景に記載した。
33 履行義務を区分することが困難な手数料の会計処理における「契約期間等」の明確化（金融商品実務指針第 293-3 項）	組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないものについて、実効金利の代わりに約定金利（又は約定金利相当の率）を用いた場合、履行義務を区分することが困難な手数料に関しては、契約期間等にわたり収益を認識するものとして会計処理することができるとしていたが、「契約期間等」において考慮すべき	左記の「契約期間等」について、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション等の契約条件が手数料の対応する役務の提供期間に重要な影響を及ぼす場合には、原則としてこれらについて考慮して会計処理することが考えられることを金融商品実務指針の結論の背景に記載した。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更
	事項は明らかではなかった。	
34 金融保証契約の会計処理の例示の追加（金融商品実務指針第 311-5 項）	金融保証契約については、(1)予想信用損失の金額及び(2)発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額のいずれか高い額をもって貸借対照表価額とすることを提案したものの、具体的な会計処理の例示は示していなかった。	金融保証契約の会計処理の例示を金融商品実務指針の結論の背景に記載した。
35 金融商品実務指針に従い適用した会計処理についての注記の考え方の記載（金融商品実務指針第 356-2 項）	企業が金融商品実務指針に従い適用した会計処理について、重要な会計方針として注記することが求められるかについては明示的に示していなかった。	企業が金融商品実務指針に従い適用した会計処理について、財務諸表利用者が理解できるように、企業が企業会計原則注解及び企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」に照らして重要な会計方針に該当すると判断した場合は、重要な会計方針として注記することが考えられることを金融商品実務指針の結論の背景に記載した。
36 収益認識会計基準に定めのない契約資産の会計処理についての定めの改正（収益認識会計基準第 77 項）	収益認識会計基準に定めのない契約資産の会計処理は、金融商品会計基準における債権の取扱いに準じて処理することを定めている収益認識会計基準第 77 項は改正の対象としていなかった。	収益認識会計基準に定めのない契約資産の会計処理は、金融商品会計基準における本会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等の取扱いに準じて処理することとした。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更
37 リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分についての会計処理、開示の明確化（リース会計基準[6]BC57項）	リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分について、予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額により算定することを選択できるとする定めについてリースにより生じた債権の取扱いに準じて適用することができると考えられるとしていた。この適用について独立して選択できるのか、開示についても金融商品会計基準のリースにより生じた債権の定めを適用するかが明らかではなかった。	左記を明確にするために、リースにより生じた債権の取扱いの適用は独立して選択できること、開示も含めて金融商品会計基準のリースにより生じた債権の定めに準じて会計処理を行うことを記載した。
38 改正金融商品会計基準の公表による他の会計基準の修正の追加（金融商品会計基準第124項）	他の会計基準の「債務保証」という用語について、「金融保証契約」（文脈によって「金融保証契約による保証」）に置き換えることを提案していた。	他の会計基準の「債務の保証」及び「保証債務」という用語についても、「金融保証契約」（文脈によって「金融保証契約による保証」）に置き換えることとした。
39 簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大の判定についての補足文書の追加（補足文書[7] 「Ⅱ. 簡素化された予想信用損	簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大の判定について、反証方法は補足文書（案）において示していなかった。	正常先の要判定格付に区分されている債務者に対する債権等に関する反証方法及びその他要注意先に区分されている債務者に対する債権等に関する反証方法について、追加の補足文書を作成することとした。

[6] 審議事項(1)-10「改正企業会計基準第34号『リースに関する会計基準』の文案」を指す。
[7] 審議事項(1)-33「補足文書『金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて』の文案」を指す。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更
失の算定方法における信用リスクの著しい増大に関する判定」)		

以　上